

「『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』の改定について」  
並びに「マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について」  
に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

## I. 概要

平成25年12月にとりまとめられた「『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』の改定について」並びに「マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について」に対して、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成25年12月27日（金）～平成26年1月27日（月）
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

## II. ご意見の提出数と内訳

|               |    |
|---------------|----|
| 事業者団体・民間事業者関係 | 3通 |
| 個人・その他        | 0通 |
| 合計            | 3通 |

（事務局で整理した意見数：4件）

## III. ご意見の内訳（該当箇所ごとの意見数）

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定について | 1件 |
| 「マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について」          | 3件 |
| 合計                                   | 4件 |

## IV. ご意見に対する考え方

いただいたご意見に対する考え方は別添のとおりです。

「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定について

| 番号 | 意見該当箇所                         | 意見の概要  | 主な理由   | 回答案   |
|----|--------------------------------|--|--|---|
| 1  | 別添1<br>10ページ<br>「4. 指針値の性格と機能」 | 測定値が指針値を超えているとされている場合には、自治体や住民等から説明を求められた際、環境省等の規制担当部局から「指針値」の位置付けを説明してもらうことによって、付近の事業者の事業活動の妨げとならない配慮をして頂きたい。 | 「指針値」の位置づけについては、業界の専門家でも理解が困難であり、自治体や住民に理解してもらうには、環境省等の規制担当部局からの説明が必要と考えられる。 | 今回定める指針値は、環境目標値の一つではあるものの、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気環境モニタリング結果等の評価や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。<br>指針値の性格や機能については、第7次答申(平成15年7月)中「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」において既に示されており、今回の見直しによっても同様とされています。また、同答申の趣旨等について地方公共団体へ文書にて通知したところであり、適切に運用されていると考えます。<br>なお、今回も同様に、地方公共団体への通知を行ってまいりたいと考えております。 |

マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について

| 番号 | 意見該当箇所  | 意見の概要   | 主な理由  | 回答案   |
|----|---|---|---|---|
| 2  | 別添2<br>2ページ<br>34行目                           | 環境目標値の設定を行う物質名称は、リスク評価済みの物質に限定した「マンガン及び無機マンガン化合物」とすべき。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年1月1日施行の労働安全衛生法関連法規では、当初「コバルト及びその化合物」であったものが、有機コバルト化合物は明確な情報がないとの理由で除外され、無機化合物に限定された経緯がある。</li> <li>・金属含有化学物質は総称名で指定されており、単一の化学物質として指定される非金属の化学物質と比較して公平ではない。</li> <li>・金属含有化学物質のみ総称名で指定を受ける理由が明らかではない。仮に、海外において金属含有化学物質に対し総称名が用いられていることを理由とするとしても、多種多様な金属含有化学物質に対する有害性情報が示されない限り、総称名で指定する根拠とはなりえない。</li> </ul> | 今回対象としている「マンガン及びその化合物」は、中央環境審議会第9次答申(平成22年10月)において、有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いとして示された優先取組物質として挙げられているものです。<br>この優先取組物質については、同第6次答申(平成12年12月)において「定量的な評価結果に基づいて環境目標値を定めることが適当」とされ、さらに、第7次答申において「環境目標値の一つとして指針値を設定することし(中略)、今後、迅速な指針値の設定を目指し、検討を行っていくことが適当」とされており、これらの答申を受けて、優先取組物質について、適切に健康リスク評価を行い、順次指針値の設定を行っているものです。<br>マンガン及びその化合物については、一部には農薬の散布などに伴う有機マンガン化合物の大気への排出も考えられますが、人為由来のマンガンの多くは無機化合物である酸化マンガンの形で大気中に放出されると考えられていることから、健康リスク評価においては、マンガン及び無機マンガン化合物について指針値を提案することとしたものですが、本指針値案との比較評価に当たっては当面総粉じん中のマンガン(全マンガン)の大気中濃度測定値をもって代用することで差し支えないこととしており、健康リスク評価の対象とした物質は「マンガン及びその化合物」であることから、「マンガン及びその化合物」についての健康リスク評価書案としているものです。<br>また、WHO欧州事務局、米国EPA等諸外国の機関においても、マンガン及びその化合物についての評価に基づき、ガイドライン値等を設定しています。<br>なお、マンガン及びその化合物については、化学形態によって毒性が異なり、科学的知見について更なる充実を要する状況にあります。 |
| 3  | 別添2<br>6ページ<br>「③指針値の提案について」全般                | 今後、指針値等の見直しに当たっては、業界の意見も反映して頂きたい。   | 今回の指針値の値は業界にとって非常に厳しい値であり、業界に対する影響が大きいため、指針値等の見直しにあつては、あらかじめ業界の意見を聴取する機会を設けて頂きたい。   | 今回の指針値を設定する際には、国際機関や諸外国における同様の値の設定状況についても情報収集を行い、このような国際的な動向を踏まえた検討を実施してきたものです。<br>また、指針値は、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から科学的知見を集積し評価した結果として設定されるものであり、今後とも新たな科学的知見に基づき、必要に応じて、適切に見直し等を行っていくものと考えております。<br>評価文書及び指針値案の策定等を行う際には、パブリックコメントにより広く国民の意見を聴取する機会を設け、透明性を十分確保するよう努めてまいります。   |
| 4  | 別添2<br>71ページ<br>14～23行目<br>28～29行目<br>31～33行目 | <p>①意図的な含有はないものの添加量の閾値は世の実情をよく把握し現実的な数値にすべき。</p> <p>②将来の経済的リスクも考慮すべき。</p> <p>③より明確な根拠が必要。</p> | <p>①について<br/>マンガンは銅やアルミには不可避の物質として少量含まれる。又、鉄系では、Mnは良く使われていると思われる。その他の各種合金においてもMnを添加している場合もあると思われる。</p> <p>②について<br/>規制は、世界的に見るべきで、今後、日本だけ規制が強化された場合新たな合金を開発する際、日本だけが国際競争上、Mn規制で困ることが生じる恐れが考えられる。</p> <p>③について<br/>リスクについて明確な根拠をもった規制とすべきと考える。</p>   | 今回の指針値を設定する際には、国際機関や諸外国における同様の値の設定状況についても情報収集を行い、このような国際的な動向を踏まえた検討を実施してきたものです。<br>また、今回定める指針値は、環境目標値の一つではあるものの、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、大気環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気環境モニタリング結果等の評価や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。  |